

第 2 部 新たな実施計画の 具体的な展開

第 1 章 日本の未来を担う人間を育成する教育の推進

1 かけがえのない存在を目指す教育の実現

【現状と課題】

都立高校には、能力・適性、興味・関心、進路希望などの点で多様な生徒が入学しています。このため、多様な指導形態を導入することにより、一人一人を大切に、社会の様々な分野でかけがえのない存在を目指す教育を推進することが課題となっています。

また、国際社会の中で活躍し、我が国の発展に貢献する人間を育成するため、世界の中の日本人としてのアイデンティティを育て、人間としての在り方生き方についての自覚を深める教育を進める必要があります。

【改革の方向】

(1) 一人一人の豊かな個性や創造性を伸ばす教育の推進

一人一人の豊かな個性や創造性を伸ばす教育の一層の推進を図ることにより、一人一人が社会の様々な分野でかけがえのない存在となることを目指します。

ア 個性や創造性の伸長を図る教育の推進（新規）

一人一人の豊かな個性や創造性を伸ばし、様々な分野でかけがえのない存在となることを目指す教育の充実を図ります。

都立高校における教科・科目や特別活動等の先進的、意欲的な指導事例を紹介した指導事例集を作成し、各学校に対して指導・助言を行います。

イ 新しいタイプの学校のカリキュラム検証（新規）

これまで設置してきた新しいタイプの学校のカリキュラムの評価方法、評価の妥当性、評価の教育課程編成への生かし方等について研究を行い、学校が行うカリキュラム改善に対する支援を行います。同時に、中高一貫教育校など、今後新たに設置する学校のカリキュラムを研究・開発します。

ウ 志や使命感を高める教育の推進（新規）

社会の中での自分の存在感について気づくことができる教育を重視するために、公共機関や国際協力事業団、ユニセフ親善大使等での体験活動などにより、志や使命感を高める教育を推進します。

エ 教養教育の研究開発（新規）

生徒が体系的な知識を習得するとともに、学び方、ものの見方、考え方、価値観を身に付け、年齢にふさわしい自覚や責任感をもった行動をする素地を培う教育を推進するため、教養教育の理念を構築します。また、研究推進校を指定し、教養教育のカリキュラム開発を行います。

（２）世界の中の日本人としてのアイデンティティを育てる教育の推進

日本や世界の文化・伝統に触れる機会の充実を図り、郷土に対する愛着や誇りをはぐくむとともに、多様な文化に対する理解を深め、世界の中の日本人としてのアイデンティティを育てる教育を推進します。

ア 世界の中の日本人としてのアイデンティティをはぐくむ教育の研究開発（新規）

日本人としてのアイデンティティをはぐくむ教育の理念の構築を行い、研究推進校を指定し、日本人としてのアイデンティティをはぐくむためのカリキュラム開発を行います。

また、文化交流会の開催や啓発資料の発行等を通じて、普及・啓発を図ります。

イ 姉妹校・提携校との交流

外国人留学生の受け入れを行うとともに、IT等多様な手段を活用しながら国内外の姉妹校・提携校との多様な交流を行うことにより、国際理解教育のより一層の推進を図ります。

ウ 海外修学旅行の検討

海外への修学旅行は、外国人との交流や外国文化に接する機会を提供し、国際理解を深めるなどの意義があります。このため、海外修学旅行における安全確保や交流の方法等、都立高校の海外修学旅行の実施の是非を含めて検討します。

（３）系統的なキャリア教育を通じた在り方生き方に関する教育の推進

生涯学習の基礎を培う観点に立ち、人間としての在り方生き方の自覚を深め、望ましい人生観や勤労観・職業観を身に付けるなど、自らの生き方を主体的に決定できる能力や態度を育成できるよう、「キャリアガイダンス」等の学校設定科目の開設など、キャリア教育を通じた在り方生き方に関する教育を推進します。

ア 多様な指導形態導入推進校の指定

総合的な学習の時間における教育活動の充実を図るため、先進的な実践を進めている学校を推進校として指定し、教員同士または地域の方を交えたチームティーチングや地域に出向き地域から学ぶ学習活動など、学校や生徒の実態に応じ

た多様な指導形態や体験的な学習を取り入れた学習内容・方法について研究開発を行います。

イ 進路指導の充実

生徒が、自己の進路を主体的に選択することができるよう、学校内の指導体制の確立を目指して、進路指導充実推進校を指定し、その成果を各学校に普及し、進路指導に生かしていきます。

また、進路指導資料を作成して全教員に配布し、都立高校における進路指導の充実に生かします。

平成 18 年度までに、95%の生徒が主体的な進路選択ができるようになることを目指します。(平成 13 年度 進路希望を明確にできる生徒の割合 91%)

項目	第 1 次実施計画 9 年度～11 年度	第 2 次実施計画 12 年度～14 年度	新 た な 実 施 計 画			
			1 5 年度	1 6 年度	1 7 年度	1 8 年度
進路指導の充実	進路指導充実推進校 指導資料作成	進路指導充実推進校 指導資料作成	進路指導充実推進校 指導資料作成			成果の普及・啓発 作成・配布
	目 標		進路希望を明確にできる生徒の割合の向上			進路希望を明確にできる生徒の割合 95%

ウ 就業体験の推進

職業の現場における実際的な知識や技術・技能に触れることを通して、望ましい勤労観・職業観を育成するために、企業等における就業体験（インターンシップ）を推進します。

インターンシップの推進を図るために推進校を指定するなどして、インターンシップ実施校を、平成 15 年度より段階的に増やし、平成 18 年度には 90 校にすることを目指します。(平成 13 年度インターンシップ実施校 54 校)

項目	第 1 次実施計画 9 年度～11 年度	第 2 次実施計画 12 年度～14 年度	新 た な 実 施 計 画			
			1 5 年度	1 6 年度	1 7 年度	1 8 年度
就業体験の実施	インターンシップ推進委員会の設置、ガイドラインの作成	インターンシップ推進校 12 年度 6 校 13 年度 12 校 14 年度 12 校	インターンシップ推進校			
	目 標		インターンシップ実施校数			90 校

2 豊かな人間性の育成

【現状と課題】

現代社会において多くの子どもたちは、人間性を育てる鍵になる生活体験、社会体験、自然体験の機会を日常的にもつことができていません。日本の未来を担う子どもたちが、社会生活の基本的ルールを身に付け、正義感や倫理感をもち、自分自身とともに他人を尊重する精神を養っていくため、各学校における様々な体験学習や芸術教育を一層充実して、生徒の豊かな人間性をはぐくんでいく必要があります。

【改革の方向】

(1) 人権尊重の精神と社会貢献の精神を育成する教育の推進

人権教育やボランティア活動等の推進を通して、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、社会に貢献しようとする精神を涵養するなど、豊かな人間性を育成します。

ア 人権教育の推進

同和問題をはじめ様々な人権課題にかかわる差別意識の解消を図るための教育を推進します。人権尊重教育推進校・男女平等教育推進校を指定して、研究実践を通して人権教育を一層推進します。

イ ボランティア活動の推進

社会奉仕の精神を涵養するとともに、社会生活における役割や責任感を培い、豊かな人間性や社会性等を育成するために、ボランティア活動の単位認定の推進、「ボランティアの日」(仮称)の設置、ボランティア活動実践事例集の作成等を通じ学校におけるボランティア活動を推進します。

ウ 保育・介護体験学習の充実

幼児との触れ合いを通して、自己抑制や他人への協力、思いやりなどの社会性を身に付け、豊かな愛情と人間性を培うために、幼稚園や保育所等の協力を得て、保育体験学習の充実を図ります。

また、高齢者施設等での介護体験についても充実を図ります。

(2) 思いやりと規範意識を涵養する教育の推進

日本の未来を担う子どもたちが、社会生活の基本的ルールを身に付け、正義感や倫理感をもち、自他の権利を重んじ義務を確実に果たすことができるよう、思いやりと規範意識を涵養する教育を推進するとともに、生徒一人一人の多様化に応じて、教育相談の充実やスクールカウンセラーの配置等を推進します。

ア トライ&チャレンジふれあい月間

都内の児童・生徒の奉仕活動や自然体験・社会体験等の体験活動の充実と活性化を目指し、11月の「ふれあい月間」に奉仕・体験活動等の発表会を開催します。

イ 教育相談の手引きの作成

学校における教育相談の在り方に関する理論及び生徒理解に基づく優れた実践事例を収集整理して、教育相談の手引きを改訂し、作成・配布するとともに、この手引きを活用して教育相談機能の充実を図ります。

ウ スクールカウンセラーの配置

学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図り、いじめや中途退学など、生徒の問題行動等の未然防止・解消を図るため、生徒の臨床心理に関して高度な専門的知識・経験を有する臨床心理士をスクールカウンセラー（非常勤）として配置します。

項目	第1次実施計画 9年度～11年度	第2次実施計画 12年度～14年度	新たな実施計画			
			15年度	16年度	17年度	18年度
スクール カウンセ ラーの配 置	文部省スクール カウンセラー活 用調査研究委託 10校	文部省スクールカ ウンセラー活用調 査研究委託 12年度 12校 文部科学省スク ールカウンセラー活 用配置事業 13年度 7校 14年度 20校	スクールカ ウンセラー の配置	成果の検証 配置校数に ついて検討		

エ 子どもテレフォンサポートの実施

いじめや不登校等の問題解決、思春期の心の悩みや不安への助言、いのちにかかわるような緊急を要する事態や虐待などの問題への迅速かつ的確な対応を図るため、電話相談を実施します。

オ アドバイザリースタッフの派遣

いじめ、集団不適應等の問題の解決に資するため、学校や家庭にアドバイザースタッフを派遣し、指導・助言等を行うとともに、集団への適応力や社会性の育成を図ります。

(3) 感性を高め、豊かな情操をはぐくむ教育の推進

芸術の幅広い活動を通して、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、芸術の諸能力を伸ばし、豊かな情操をはぐくむ教育を推進します。

ア 芸術教育の充実（新規）

芸術に関する学校設定科目の設置、学校外における学習活動の単位認定などにより芸術教育の充実を図ります。

イ 文化・芸術活動の充実

特色ある文化部活動を積極的に推進する学校に対して、生徒が自主的に文化・芸術活動に取り組むための支援を行うとともに、全国高等学校文化祭優秀校東京公演などを開催し、生徒が豊かな学校生活を送ることができる学校づくりを推進します。

3 学ぶ力のはぐくみと確かな学力の向上

【現状と課題】

都立高校には、多様な学習希望をもつ生徒が入学してきています。このような中で、基礎的・基本的学力の着実な定着や、自ら課題を見つけて学ぶ力の育成が求められています。

教育課程の弾力化を促進し、様々な教育手法を導入して、生徒一人一人の確かな学力の向上を図ります。

【改革の方向】

(1) 基礎的・基本的な学力の着実な定着

基礎的・基本的な学習内容の着実な定着を図るとともに、自ら学び、自ら考える力などの「生きる力」の育成を図ります。

ア 習熟度別学習指導など少人数指導の充実

基礎的・基本的な学習内容の定着を図るため、国語、数学、外国語等の教科で、習熟度別学習指導など少人数指導に取り組みます。

イ 大学生等を活用した学習活動への支援（新規）

生徒の学習支援を充実させるため、授業における学習指導の補助や放課後及び土曜日・日曜日等の補習、自習の指導等で大学生等の活用について検討します。

(2) 学ぶ力をはぐくむ教育の推進

自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力をはぐくみます。

ア 多様な選択科目の開設

一律に与える教育から生徒が選ぶ幅の広い教育への転換を図り、生徒一人一人の個性や能力を生かし、伸長する教育を行うため、多様な選択科目の開設を推進します。

また、技能審査の成果など、生徒の学校外における様々な学習活動の単位認定を推進するなど、教育課程の弾力化を図ります。

イ 「東京の教育21」研究開発委員会での継続的な研究開発

「東京の教育21」研究開発委員会を設置し、自ら学び自ら考える力などにつ

いて、継続的に研究開発を行います。この研究開発の成果を、指導資料集としてまとめ、各校の学習指導における指導と評価の改善に役立てます。

(3) 個に応じた教育課程の編成

生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、個に応じた指導の充実を図ります。

ア 新しいタイプの学校のカリキュラム検証（前掲<19ページ>）

イ 学校間連携の推進（研究推進校の設置）

学校間連携を推進し、専門高校と普通科高校等が連携して専門教科や普通教科を相互に履修できるようにしたり、特色ある教育活動を行う学校や体育施設の充実した学校等で特色ある科目を履修できるようにします。また、研究推進校を設置し、その成果の普及・啓発を図ります。

トライネットスクールにおいても学校間連携を図ります。

項目	第1次実施計画 9年度～11年度	第2次実施計画 12年度～14年度	新たな実施計画				
			15年度	16年度	17年度	18年度	
学校間連携の推進 （研究推進校の設置）	モデル校の設置 （検討）	14年度より学校間連携研究推進校 6校指定	学校間連携研究推進校の設置 6校 成果の普及・啓発	6校	6校	6校	6校
	目 標		学校間連携実施校 12校	学校間連携実施校 15校	学校間連携実施校 20校	学校間連携実施校 25校	

ウ 高大連携等の推進

生徒の学問に対する意欲や進路意識の向上を図るため、大学や研究機関などにおける、高校生を対象とした講座やセミナーへの積極的参加を働きかけ、学校外における学習活動の単位認定を推進します。単位認定を行う都立高校を平成18年度に20校にすることを目指します。（平成13年度の単位認定校 6校）

また、高校生がゼミ形式の授業で、大学教員の指導を受けて論文を作成し、当該論文を判定資料の一つとした大学への推薦入学を可能とする「高大接続教育プログラム（東京コラボレーション・プログラム）」を平成14年度から実施しています。このプログラムの実施状況を踏まえつつ、高校と大学との連携・接続の改善を図る取組を充実していきます。

項目	第1次実施計画 9年度～11年度	第2次実施計画 12年度～14年度	新たな実施計画			
			15年度	16年度	17年度	18年度
高大連携 等の推進		高大連携推進校の 設置 13年度6校 14年度8校	高大連携推 進校の設置 8校			
			成果の普 及・啓発			
			単位認定校 8校	単位認定校 12校	単位認定校 16校	単位認定校 20校
	目 標					

エ 年間授業計画の公開と生徒による授業評価（新規）

生徒が主体的に学習計画を立て、充実した学習活動を行えるよう、各学校の教科毎の年間授業計画を公開します。また、教員の自発的な取組を重視し、「『いい授業しようよ』生徒による授業評価開発委員会」を設置して、各学校の実態に応じた生徒による授業評価を推進し、これを授業改善に生かします。

オ 中途退学への対応

すべての生徒が豊かで充実した高校生活を送ることができるよう、生徒の興味・関心や進路希望等に応じた多様で弾力的な教育課程の編成、進級・卒業規定の見直しにより、都立高校の中途退学者数の減少を目指します。加えて、スクールカウンセラーの配置等により、平成18年度までに全日制課程中途退学率2.9%を目指します。（平成13年度全日制課程中途退学率 3.1%）

項目	第1次実施計画 9年度～11年度	第2次実施計画 12年度～14年度	新たな実施計画			
			15年度	16年度	17年度	18年度
中途退学 への対応	多様で弾力的な 教育課程の編成 進級・卒業規定の 見直し 文部省スクール カウンセラー活 用調査研究委託	多様で弾力的な教育課程の編成 進級・卒業規定の 見直し 文部科学省スクー ルカウンセラー活 用配置事業	多様で弾力的な教育課程の編成			
			進級・卒業規定の見直し			
			スクールカウンセラーの配置	成果の検証 配置校数に ついて検討		
		目 標	全日制中途退学率 の低減			全日制中途 退学率 2.9%

(4) ITを活用した教育の推進(新規)

インターネットなどの情報通信技術(IT)は、教育活動を支援する道具として有効であり、ITの活用により大きな教育的効果がもたらされることが期待されています。このため、基礎・基本の定着、メディアリテラシーの育成を図るとともに、学習指導の個別化の徹底、得意分野の伸長、主体的な学習活動などにITを徹底的に活用し、学習指導方法や学び方の新たなスタイルを研究し、「授業革新」を行う学校を普通科高校の中から「ITを活用した教育推進校」として、北園高校、府中西高校を平成15年度から、多摩地区単位制高校を平成17年度から指定します。

また、指定校の実践の成果を踏まえ、今後のITを活用した教育の在り方やこれを推進するために必要な環境整備についても検討します。

ITを活用した教育の推進を図るため、すべての都立高校でITを活用して学習指導できる教員を平成17年度までに概ね100%にすることを目指します。

項目	第1次実施計画 9年度～11年度	第2次実施計画 12年度～14年度	新たな実施計画			
			15年度	16年度	17年度	18年度
ITを活用した教育の推進			ITを活用した教育推進校 指定：2校		指定：1校	
	目標		ITを活用して学習指導できる教員の割合 50%	ITを活用して学習指導できる教員の割合 75%	ITを活用して学習指導できる教員の割合 概ね100%	ITを活用して学習指導できる教員の割合 概ね100%

(5) 学力向上への対応と進学対策の充実

生徒や保護者の期待に応えるため、各学校における学力向上への対応と進学対策の充実を図ります。

ア 進学を重視する単位制高校の設置

進学を重視する単位制高校を設置して、将来への夢の実現を望む生徒が、多様な選択科目の中から自己の将来の進路に必要な科目を選択し、主体的に学習に取り組むことができるよう、単位制の特質を生かし生徒の進学希望の実現を図ります。

イ 進学指導重点校の指定(後掲<32ページ>)

ウ 進学指導研究協議会の開催

進学指導の一層の充実を図るため、進学重視を特色とする都立高校の校長、教頭等を対象に研究協議会を開催し、学校における年間指導計画の在り方についての協議をはじめ、大学、予備校関係者や進学実績を有する他県の公立学校長等を講師とする講演、私立進学校の訪問見学等を実施します。

エ 大学との連携の推進（進学問題検討委員会の設置）

高大連携の推進等について研究協議や情報交換を行うことを目的として、首都圏の国公立大学・私立大学及び公立高等学校長協会の代表を委員とした進学問題検討委員会を設置します。同委員会において、大学側との意見交換をより積極的に行い、進学指導の充実につなげていきます。

（6）特色ある専門教育の展開

特色ある専門教育を展開し、社会の変化に柔軟に対応するとともに、都民のニーズや生徒の学習希望に応じた教育活動を推進します。

ア 専門高校における多様な教育活動の展開

専門高校において、社会の変化、都民のニーズや生徒の学習希望に応じ、専門高校の個性化、特色化を目指して、多様な選択科目を設置するなど選択幅の広い教育課程を編成し、多様な教育活動の展開を図ります。

イ 普通科高校等における専門教育の充実

普通科及び総合学科の高校において、生徒の多様化に対応し、職業に関する専門科目の設置や体験学習などを通して、望ましい勤労観・職業観が育成されるよう専門教育の充実を図ります。また、学校や生徒の実態に応じて、職業に関する専門教科・科目などの選択科目や「キャリアガイダンス」などの学校設定教科・科目の拡大を図ります。

ウ 東京版デュアルシステムの導入（後掲<35ページ>）

エ 産業高校（仮称）の設置（後掲<35ページ>）

4 生きる力の基盤となる健康・体力づくりの推進

【現状と課題】

生涯を通じて豊かで健康な生活を送るためには、成長期における健康・体力づくりが基礎となりますが、東京の子どもの体力は全国平均を下回り、経年的にも低下傾向にあります。

このため、一人一人の体力の向上を図るとともに、生涯を通じて自らの健康を保持増進するための実践力を身に付けることができるよう、健康教育を推進する必要があります。

【改革の方向】

（1）一人一人の可能性を伸ばす健康・体力づくりの推進

生徒一人一人が生涯を通じて、自らの可能性を信じ、自己実現を目指して力を発揮するために必要な健康や体力を身に付けることができるよう、健康・体力づくりを推進します。

ア 健康づくりの推進

健康推進計画を策定して、生徒が自己の健康状態を認識し、健康づくりを実践する力を養うとともに、学校、家庭及び地域社会が連携した生涯にわたる健康の基礎づくり活動を支援します。

イ 体力向上の推進

体力の意義や体力づくりの必要性、体力向上のための具体的な手立て等について、体力向上推進プランを策定し、生徒や保護者等に周知、啓発します。また、生徒の体力向上について優れた実績を上げている学校・地域での取組の実践事例集を作成・配布します。

ウ 体力テストの実施

体力の現状を明らかにし、各学校における具体的な教育活動を展開する上での基礎資料を得るとともに、経年の変化を把握し東京都全体を見通した児童・生徒の体力づくりの方策の検討等に活用するため、体力テストを実施します。

エ 体力づくり研究協力校の指定

中学校及び高等学校各1校を指定し、関係区市町村教育委員会との連携を図りながら、体力づくりの具体的な方策について研究実践を進めます。

(2) 生涯体育・スポーツの基礎を培う体育活動の展開

生涯にわたる豊かなスポーツライフ及び健康の保持増進の基礎を培うため、体育に関連する特色ある学校設定教科・科目に関する研究開発、体力づくり、運動部活動の推進に向けた工夫、改善など、体育・スポーツ活動の多様な展開を進めます。

体育学科・コース・類型設置校における教育課程編成や運動部活動の推進等について、設置校間の連携・協力を図るため、連絡協議会を開催します。

(3) 夢を形にする体育・スポーツ活動の展開

学校生活を豊かにするとともに、生涯にわたってスポーツに親しむための基礎づくりの場として、また、生徒の自己実現の場として運動部活動の活性化を図ります。

ア 運動部活動推進重点校の指定

運動部活動推進重点校を指定し、専門性を有する外部指導員の活用、近隣の高校・中学校等との合同練習、交流活動等、各指定校が実態に応じた様々な工夫により、活動実績の向上を図ります。

イ 外部指導員の専門的指導力の活用

運動部活動において専門性を有する指導者を確保するため、地域の指導者を外部指導員として活用するとともに、部活動の指導者として求められる安全管理や指導力の向上を図るため、研修会を開催します。

ウ スポーツエキスパートの派遣（新規）

各競技団体等の公認資格やスポーツドクターなど、高い専門的資質を有する工

キスパートに関する人材バンクを整備し、各学校や高等学校体育連盟等が開催する練習会や研修会等へスポーツエキスパートとして派遣し、生徒の競技力向上や指導者の資質向上を目指します。

(4) 自己管理能力を育てる健康教育の推進

生徒が様々な健康課題に直面した場合、科学的な思考と正しい判断に基づく行動を選択する力をはぐくむことが求められています。このため、生徒一人一人が自らの健康を保持推進できるような自己管理能力を育てる健康教育を推進します。

また、健康教育プログラムの研究・開発を進め、教師用指導資料を作成・配布し、指導者の質的向上を図ります。

さらに、高校生の性にかかわる実態や覚せい剤等の薬物乱用が憂慮すべき状況にあることから、性教育や薬物乱用防止に関する指導についても推進します。